

子どもに対する手当の制度のあり方について

1 実施時期

手当のあり方の見直しは、平成 23 年度 10 月（平成 24 年 2 月支給分）から実施する（所得制限の導入は被災地の状況を見定め平成 24 年度（6 月分）から実施する。）。

2 所要額 2. 2～2. 3 兆円程度

3 具体的な支給額

(1) 一般世帯（非所得制限世帯）

0～3 歳（一律）	15,000 円（児童手当 1 万円）
3～12 歳（第 1 子、第 2 子）	10,000 円（児童手当 5 千円）
（第 3 子以降）	15,000 円（児童手当 1 万円）
中学生（一律）	10,000 円（児童手当なし）

(2) 所得制限世帯

所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除（所得控除）の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成 24 年度から所要の措置を講じるものとする。

4 所得制限

所得制限の基準を、年収 960 万円程度（夫婦と児童二人世帯）とする。

5 税制改正

所得制限世帯も含めた扶養控除のあり方について、平成 24 年度税制改正までに総合的に検討する。

6 法制上の措置

平成 24 年度以降の子どものための現金給付については、上記の支給額等を基にして、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。

※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。

7 平成24年度からの恒久的な現金給付の仕組みへの円滑な移行のための措置については、別添のとおりとする。

以上、確認する。

平成23年8月4日

民 主 党 幹 事 長 (署 名)

政策調査会長 (署 名)

自由民主党 幹 事 長 (署 名)

政務調査会長 (署 名)

公 明 党 幹 事 長 (署 名)

政務調査会長 (署 名)

半年間の特別措置法案の骨子

1. 題名

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

2. 趣旨

現下の子どもや子育て家庭をめぐる状況にかんがみ、平成 24 年度からの恒久的な現金給付の仕組みに円滑に移行できるよう、平成 23 年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。

3. 支給期間

- ・平成 23 年 10 月分から平成 24 年 3 月分まで

4. 支給額・費用負担

- ・3 歳未満、3 歳～小学生（第 3 子以降）：1 万 5 千円
- ・3 歳～小学生（第 1 子・第 2 子）、中学生：1 万円
- ・児童手当部分は児童手当と同様の負担割合、上積み部分は全額国庫負担

5. その他

- ・平成 23 年度子ども手当支給法に盛り込んだ事項を規定
 - ※子どもの国内居住要件、未成年後見人、父母指定者、同居優先、施設入所の子どもについて施設の設置者等への支給、手当からの保育料の徴収等、市町村の自由度の高い交付金の交付

6. 施行時期・改正附則

施行日：平成 23 年 10 月 1 日

- ・平成 24 年度以降の子どものための現金給付については、この法律の手当額等に関する規定を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本とする。その際、地方等と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。
 - ※地方との協議は、「国と地方の協議の場」において行う。
- ・その際、所得制限については、平成 24 年 6 月分以降から適用することとし、所得制限の基準、所得制限を超える者に対する必要な税制上・財政上の措置等について検討した上で、所要の措置を講ずる。